

令和6年12月

荘内中学校入学予定児童 保護者様

中学校区一貫教育校園
玉野市立荘内中学校
校長 住田 義広

荘内中入学説明会および新入生物品販売等について

日頃より、荘内中学校区の学校教育の充実について、ご理解いただき感謝申し上げます。

次年度新入生の保護者対象に、本校の教育方針や中学校での生活についてお伝えする入学説明会を行います。また、会の終了後には物品販売を行いますので、極力参加していただきますよう、よろしくお願いいたします。小学校の参観日に合わせて開催しますので、小学校の会が終了後、中学校にお越しください。

物品販売では、現金と引き換えに購入希望品を購入していただくこととなりますので、別添の注文書を作成のうえ、**令和6年12月23日(月)までに**、小学校担任の先生に提出してください。

その他、制服や体操服、シューズなどについても間違いのないよう、別添一覧でご確認ください。

また、おさがり活用等は問題ありませんので、ご確認ください。購入物品等は次のとおりです。

I 入学説明会・物品販売の実施について

- (1) 開催日 **令和7年2月19日(水)16:00～**
- (2) 場 所 荘内中学校体育館
- (3) その他 ・注文した物品を購入するための現金（現金との引き換えのみ対応します。）
・スリッパ等の上履きをご用意ください。

II 購入物品について

1 今回、物品販売日で注文または購入いただくもの(小売店では販売していません。)

- (1) 通学リュック (2) セカンドバッグ (3) ヤマハ アルトリコーダー（代替品でも可）
- (4) ターナーポスターカラープライムセット（代替品でも可）

2 市内の小売店等で購入いただくもの

- (1) 制服一式（ネクタイとリボンの選択、カッターシャツとポロシャツの選択等、自由度がありますので、よく読んで間違いのないようお願いいたします。）

※制服の採寸期間は12月から1月31日までと業者から連絡がありました。それ以降は、全国でブレザー化が進んでおり、制服が間に合わない可能性があるそうです。期間内に対応願います。

※スカートを短くしたり、制服を變形させることは絶対にやめてください。かわいくさせたいという保護者もおられるようですが、学校は公の場ですのでご理解願います。

- (2) 体操服一式

3 その他、いずれの販売店で購入してもよいもの(入学説明会後に購入していただいてもよいです。)

- (1) 通学用シューズ（規定無） (2) 体育館シューズ（規定無） (3) 教室用上履き（規定無）
- (4) カッターシャツ、ポロシャツ（規定品無、色指定あり）
- (5) 通学用ヘルメット（規定品無、安全規格を満たしたもの）

4 キャンセルについて

県立・私立中学校等への入学を希望している場合は、荘内中学校に入学することを想定して注文いただき、希望校の合格発表後にキャンセル届を小学校の担任を通して提出してください。中学校側でキャンセルいたします。（キャンセル届提出期限：1月31日）

Ⅲ 自転車通学について

自転車通学における生徒会会員規則は次のとおりですので、自転車を購入される場合は、(2)の規格を守った自転車を購入してください。

なお、電動アシスト付自転車の記述はありませんが、盗難や事故も多いため、避けていただいたほうが良いと思います。

(1) 自転車通学許可条件について

入学後、通学許可願いを提出し、交通指導と自転車点検を受け、合格した場合は自転車通学が許可されます。ただし、自転車規格を逸脱した場合は、許可を取り消す場合があります。

(2) 自転車規格について

次の条件を満たした自転車が通学用自転車として認められます。

- ①ドロップ及びアップハンドル、ショートハンドルではない通常ハンドルであること。
- ②両足スタンドであること。
- ③サドルの高さはハンドルより低く、乗車して両足がつく状態であること。
- ④荷台があること。
- ⑤防犯登録が行われていること。

(3) 自転車通学上のルールについて（ルールを守らなければ、許可を取り消す場合があります。）

- ①通学カバンは必ず背負って自転車に乗車すること。（Chromebookの破損防止）
- ②ヘルメットは必ず着用すること。
- ③必ず通学路を通ること。通学禁止区域（荘内小学校前道路等）は通らない。
- ④雨天の際に雨合羽を使用すること。（傘さし運転は法律上禁止されている。）
- ⑤学校外で日没前後は夜光タスキを着用すること。（夜光タスキは自分で用意）

(4) 県条例について

令和6年より、岡山県が「自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を公布する予定です。この条例において、自転車利用者は「自転車損害賠償責任保険」等に参加しなければならないと規定されています。

中学生は、その保護者が加入手続きを行うこととなりますので、よろしくお願いいたします。